



厚生労働省奈良労働局発表
令和4年4月7日

担
当

奈良労働局労働基準部健康安全課
課長 能勢 大藏
安全衛生係長 榎 俊太郎
電話 0742-32-0205

「安全衛生教育推進キャンペーン」を展開中！

「安全衛生教育推進キャンペーン」は、「職場の安全と健康は、教育の積み重ね！」をスローガンに、労働者の安全と健康を守るために重要となる安全衛生教育について、その重要性を労使双方に再認識してもらい、推進が図られるよう奈良労働局が主唱するものです。

奈良労働局管内で発生する小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害は、これら3業種だけで全産業の約3割を占めており、奈良県内で発生する労働災害を減少させるためには、これら3業種で発生する労働災害を減少させることが急務となります。労働災害の特徴を見ますと、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」などの行動災害が多くを占めています。そのため、基本的対策として事業場が労働者に対して、雇入れ時や配置転換時、あるいは管理職への登用時等の節目の時期に安全衛生教育実施し、これらを繰り返し行うことが、大変重要になります。

「安全衛生教育推進キャンペーン」は、これら3業種を重点対象業種とし、令和4年度の第1・四半期（4月～6月）に取り組みます。

添付資料

- 1 実施要領
- 2 労働災害発生状況（小売業）
- 3 労働災害発生状況（社会福祉施設）
- 4 労働災害発生状況（飲食店）
- 5 リーフレット「STOP! 労働災害 安全衛生教育推進キャンペーンを展開中！」

令和4年度 「安全衛生教育推進キャンペーン」実施要領

1 趣旨

「安全衛生教育推進キャンペーン」は、労働者の安全と健康を守るために重要となる安全衛生教育について、その重要性を労使双方に再認識させ、確実に実施することを目的に、奈良労働局が主唱し推進するキャンペーンである。

奈良労働局管内で発生する小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害は、これら3業種だけで全産業の3割を占めており、奈良県内の労働災害を減少させるためには、これら3業種の労働災害を減少させることが重要（急務）となる。労働災害の特徴を見ると、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」などの行動災害が多くを占めている。そのため、基本的対策として事業場が労働者に対し雇入れ時や配置転換時あるいは管理職への登用時等の節目の時期に安全衛生教育を徹底して行い、これを繰り返し行っていくことが重要になる。

そこで新たに「安全衛生教育推進キャンペーン」と称した取り組みを実施する。

2 実施期間

令和4年度 4月～6月（重点期間 5月）

3 キャンペーンスローガン

「職場の安全と健康は、教育の積み重ね！」

4 重点対象業種

小売業、社会福祉施設、飲食店

5 主唱者

厚生労働省奈良労働局

6 実施者

各事業場

7 キャンペーン期間中の実施事項

(1) 主唱者

記者発表、Web サイト等、様々な媒体を通じての広報

労働局幹部による事業主団体への要請

各事業主団体を通じた本キャンペーンの事業場への周知

事業場に対する個別指導、自主点検等による周知・指導
その他、安全衛生教育に関する事業場への支援

(2) 実施者

本キャンペーン実施責任者の選任

安全衛生作業マニュアルの作成および整備

年間の安全衛生教育実施計画の作成

安全衛生教育の実施結果の記録・保存

法定教育等の徹底

- ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者も含む）に対する雇入れ時教育
- イ 配置転換により作業内容に変更のあった者に対する作業内容変更時教育
- ウ 職場リーダーや管理職に新たに就任するものに対する責任者教育
- エ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育
- オ その他、職場の安全衛生水準の向上のために有効な教育

STOP！ 労働災害

安全衛生教育推進キャンペーン を展開中！

事業主のみなさん！

労働安全衛生法では、雇入れ時教育などの実施が**義務付け**られています。



➤ 教育に際しては、適切な新型コロナウイルス感染予防対策を講じましょう！

正しい知識で職場を安全に！！

経験年数の少ない未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険に対する感受性もまだ低いため、熟練労働者よりも労働災害の発生率が高い状況にあります。そのため、雇入れ時教育などの安全衛生教育の実施が大変重要となります。



厚生労働省 奈良労働局 ・ 労働基準監督署

安全衛生教育推進キャンペーンとは

奈良労働局管内で発生する小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害は、これらの3業種だけで全産業の約30%を占めており、奈良県内で発生する労働災害を減少させるためには、これら3業種の労働災害を減少させることが急務となっています。これら3業種の労働災害の特徴としては、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」などの行動災害が多くを占めています。基本的な対策として事業場が労働者に対し雇入れ時や配置転換時あるいは管理職への登用時等の節目の時期に安全衛生教育の実施を徹底し、これを繰り返し行っていくことが大変重要です。

「安全衛生教育推進キャンペーン」は、「職場の安全と健康は、教育の積み重ね！」をスローガンに、これらの3業種を重点対象業種とし、労働者の安全と健康を守るために重要となる安全衛生教育について、その重要性を事業主と労働者に再認識していただき、確実に実施していただくよう、令和4年度の4月から6月に集中して取り組むものです。

【実施事項】

本キャンペーン実施責任者の選任

安全衛生作業マニュアルの作成および整備

年間の安全衛生教育実施計画の作成

安全衛生教育の実施結果の記録・保存

法定教育等の徹底

ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者も含む）に対する雇入れ時教育

イ 配置転換により作業内容に変更のあった者に対する作業内容変更時教育

ウ 職場リーダーや管理職に新たに就任するものに対する責任者教育

エ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育

オ その他、職場の安全衛生水準の向上のために有効な教育

マンガでわかる働く人の安全と健康 ～ 教育用教材のご案内 ～

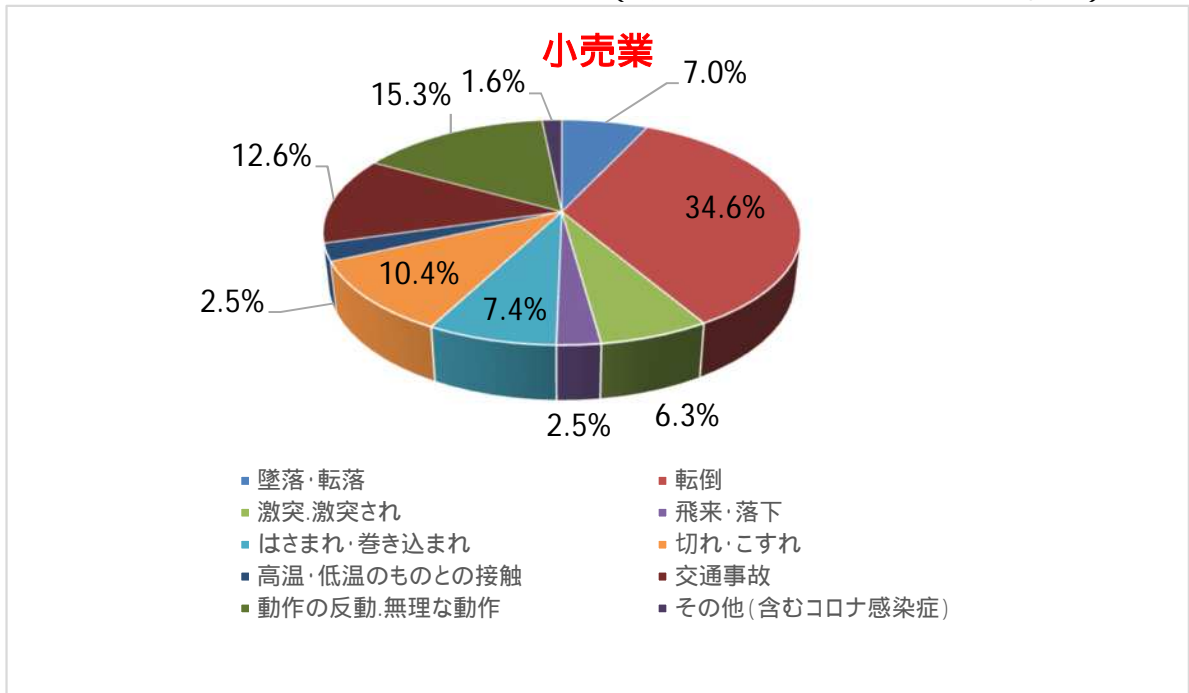
厚生労働省では、働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方へ向けた視聴覚教材（漫画教材）を作成しています。

外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、14言語（一部11言語）に対応した教材をご用意していますので、事業場における安全衛生教育に、ぜひご活用ください。

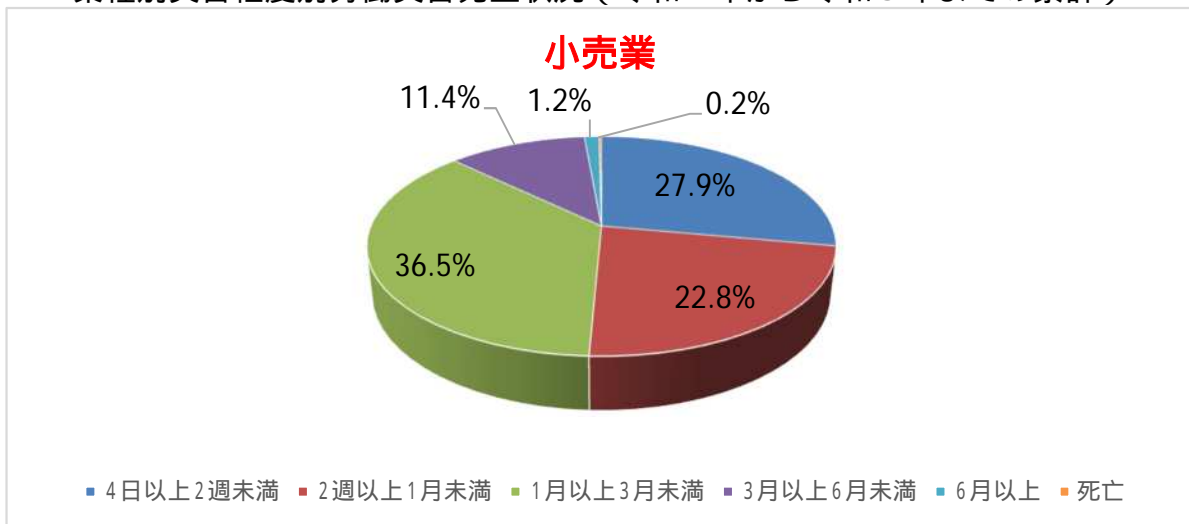
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html

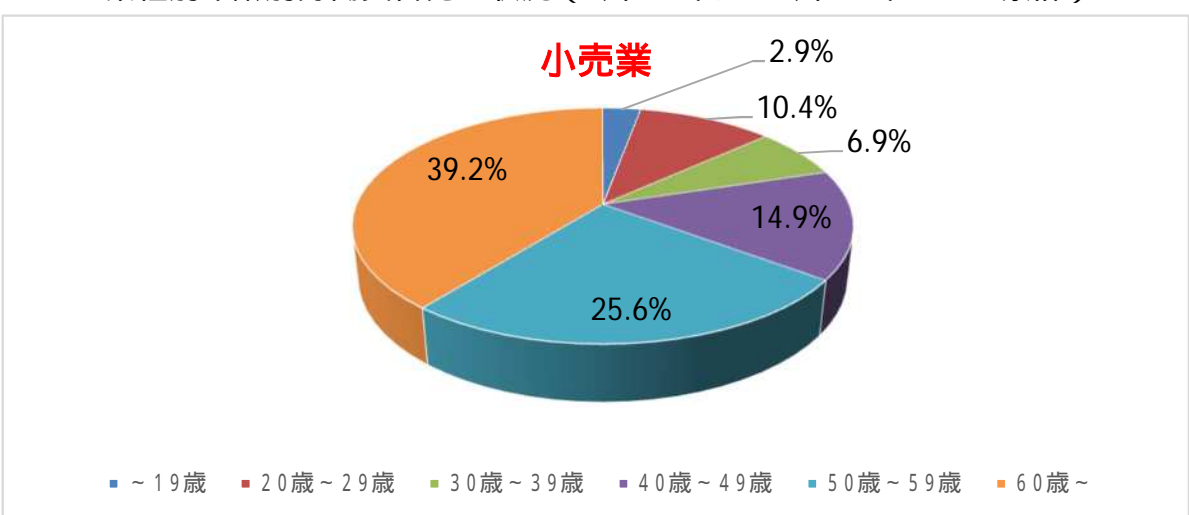
業種別事故の型別労働災害発生状況（令和1年～令和3年までの累計）



業種別災害程度別労働災害発生状況（令和1年から令和3年までの累計）

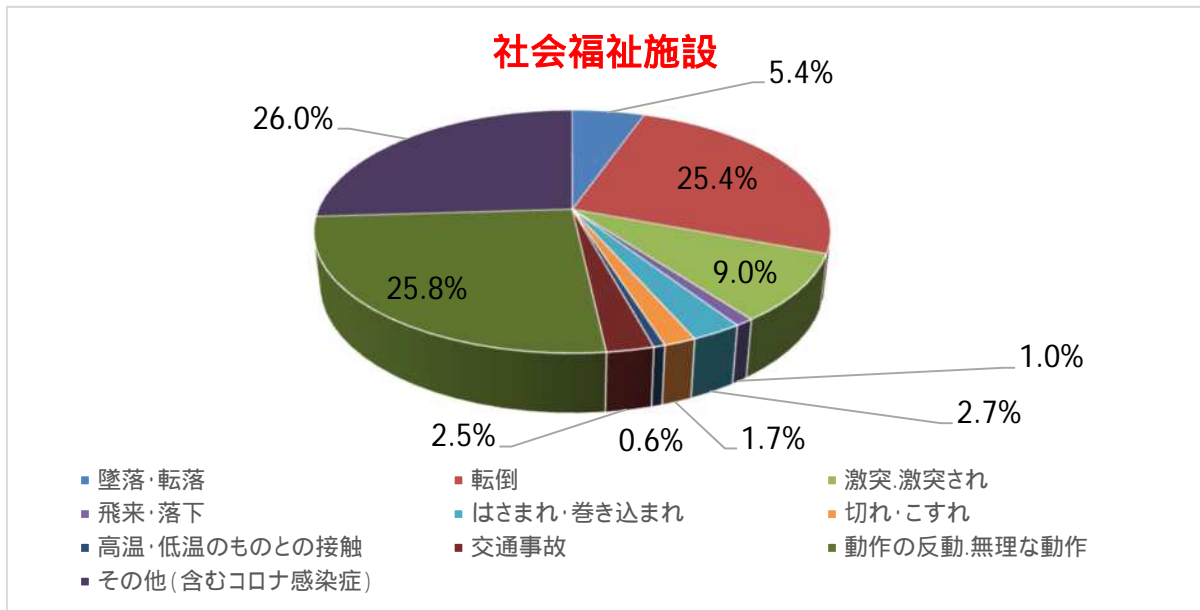


業種別年齢別労働災害発生状況（令和1年から令和3年までの累計）

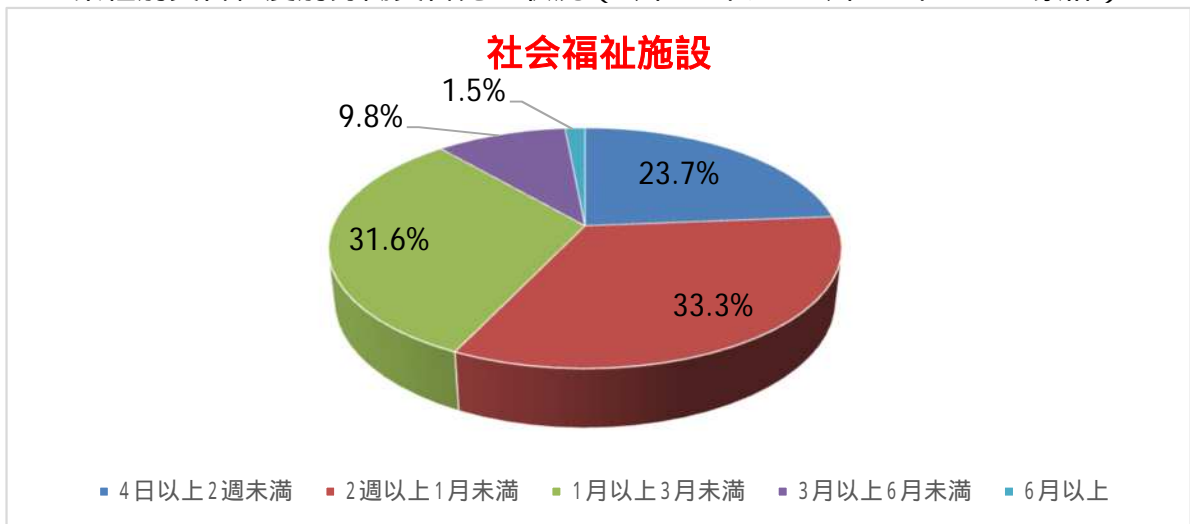


各年の数値は翌年の3月集計値

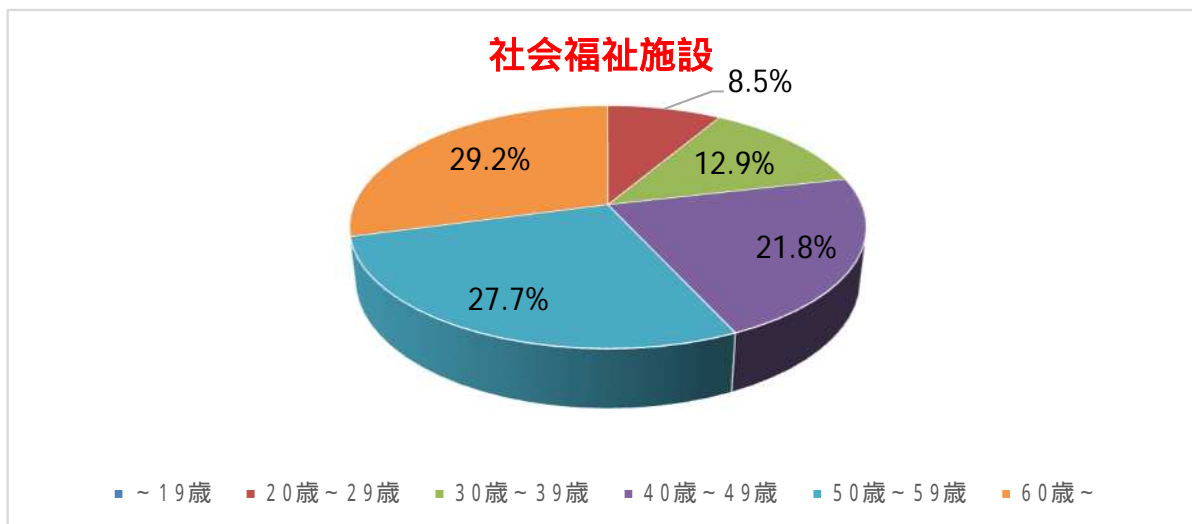
業種別事故の型別労働災害発生状況（令和1年～令和3年までの累計）



業種別災害程度別労働災害発生状況（令和1年から令和3年までの累計）

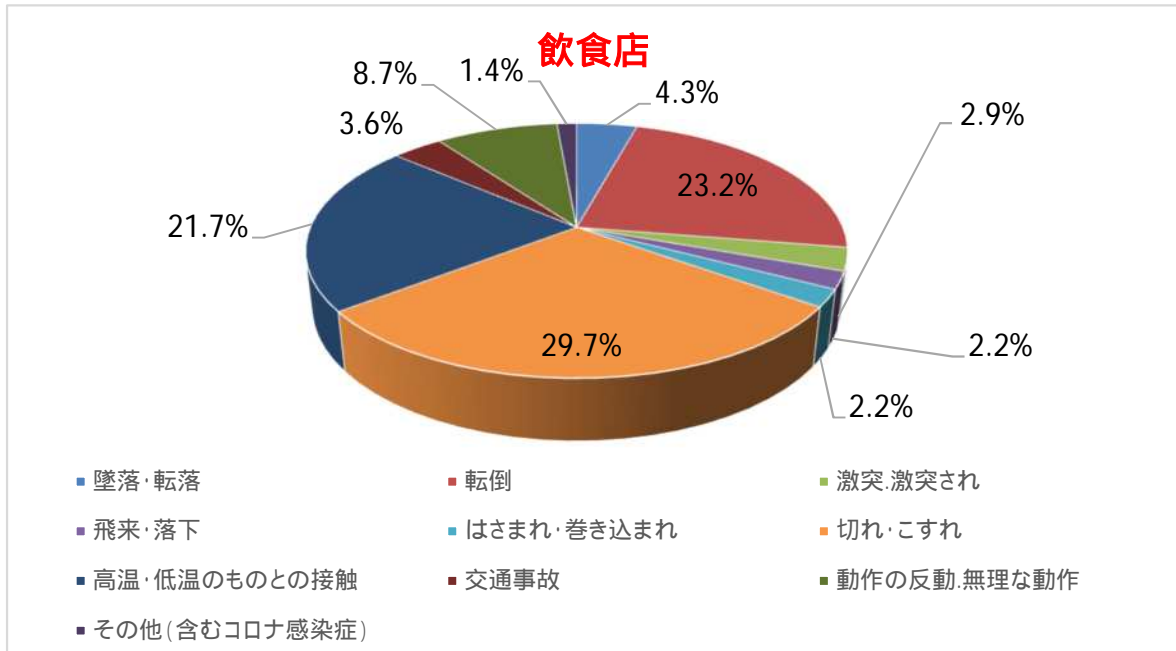


業種別年齢別労働災害発生状況（令和1年から令和3年までの累計）

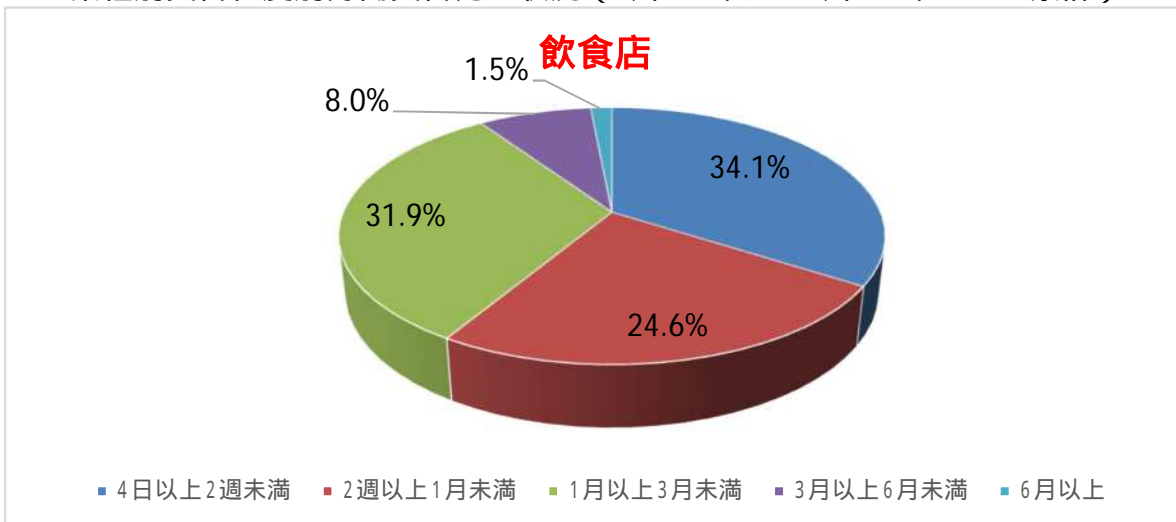


各年の数値は翌年の3月集計値

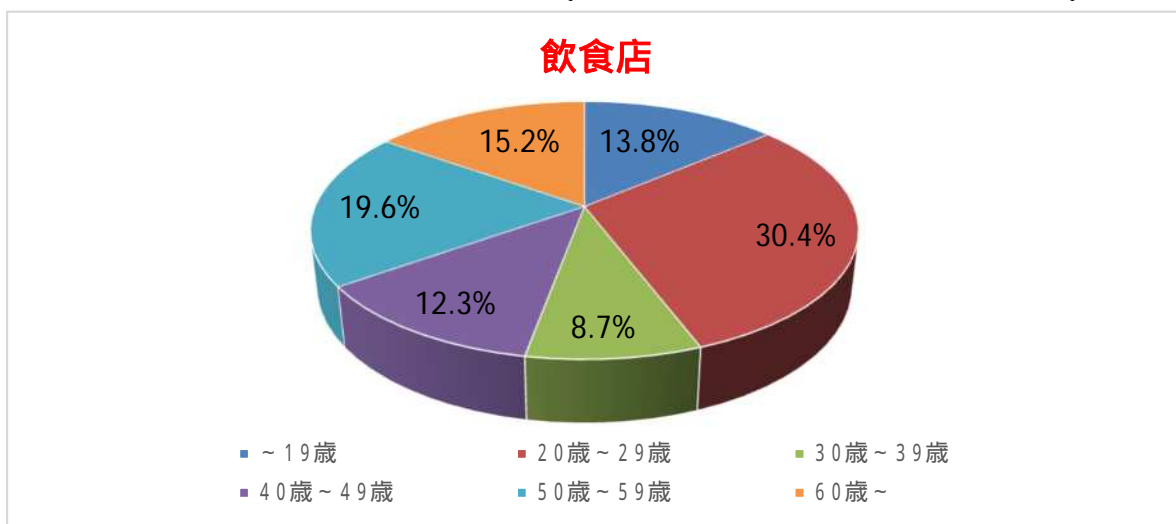
業種別事故の型別労働災害発生状況（令和1年～令和3年までの累計）



業種別災害程度別労働災害発生状況（令和1年から令和3年までの累計）



業種別年齢別労働災害発生状況（令和1年から令和3年までの累計）



各年の数値は翌年の3月集計値